

第 1 回 豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会 次第

【配布資料一覧】

日時：令和 5 年 6 月 5 日（月）午後 3 時から

場所：豊川市役所本庁舎 3 階 本 3 1 会議室

- 1 開会
- 2 本委員会について
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 委員長の互選
- 6 副委員長の指名

7 議事

- (1) 本庁舎等整備の必要性について
(資料 2)
- (2) 本庁舎等整備基本構想・基本計画の策定について
(資料 3－1, 3－2, 4)
- (3) 本庁舎等整備の基本的な考え方について
 - ・基本理念、基本方針（案）
 - ・本庁舎等の規模、整備の考え方（案）
(資料 5～8)

8 その他

9 閉会

資料 1 豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱及び名簿

資料 2 本庁舎等整備の必要性について

資料 3－1 事業スケジュール（案）

資料 3－2 基本構想の策定スケジュール（案）

資料 4 基本構想の検討の進め方（案）

資料 5 豊川市本庁舎等の建替えに関するアンケート結果概要（中間報告）

資料 6 基本理念、基本方針（案）

資料 7 本庁舎等の規模、整備の考え方（案）

資料 8 本庁舎等の整備スケジュール（案）

参考資料 1 豊川市本庁舎等整備基本構想 住民アンケート調査（中間報告書）

参考資料 2 豊川市本庁舎等整備基本構想 職員アンケート調査（中間報告書）

参考資料 3 豊川市本庁舎等整備基本構想 来庁者アンケート調査（中間報告書）

（連絡先）

〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

担 当 財務部財産管理課 村田/竹下/横田

電 話 0533-89-2108（内線 1376）

F A X 0533-89-2163

E-mail zaisan@city.toyokawa.lg.jp

豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、豊川市本庁舎等整備基本構想(以下「基本構想」という。)及び豊川市本庁舎等整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関する事項について、検討及び協議するため、豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想及び基本計画の策定に関する事項について、検討及び協議を行い、基本構想案及び基本計画案を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 第1項に規定するほか、市長が必要と認める者をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本計画の案を市長に提出する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会における所掌事務について、専門的事項の検討、調査及び研究を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会の構成員は、別に定める。

3 作業部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

(第 3 条関係)

豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会委員名簿			
職名	氏名	所属	備考
委員	う の ゆう じ 宇野 勇治	愛知産業大学 造形学部 建築学科 教授	学識
	ますお こうすけ 益尾 孝祐	愛知工業大学 工学部 建築学科 准教授	学識
	たけもと ひでくに 竹本 秀邦	豊川市連区長会 代表	各種団体
	た な か みやこ 田中 みや子	豊川市環境審議会委員兼 愛知県地域環境保全委員	各種団体
	な か だ こうはち 中田 紘八	豊川市身体障害者福祉協会 代表	各種団体
	はしもと き く こ 橋本 記久子	豊川市男女共同参画審議会委員兼 人権擁護委員豊川地区委員	各種団体
	は せ が わかんいちろう 長谷川完一郎	豊川商工会議所 専務理事	各種団体
	ばん の まさあき 伴野 雅章	ひまわり農業協同組合 専務理事	各種団体
	わたなべ ま み こ 渡邊 万美子	子育てサークル（ひよっこくら ぶ） 代表	各種団体
	あいはら としひこ 相原 俊彦		市民公募
	お ざき ゆきひろ 尾崎 幸弘		市民公募

計 1 1 人、敬称略、備考内・五十音順

(第 7 条関係)

豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画庁内検討作業部会部会員名簿				
部会名	役 職	所 属 名		職 名
市民サービ ス部会	部会長	市民部	市民課	課長
	副部会長	企画部	元気なとよかわ発信課	課長
	部会員	福祉部	地域福祉課	課長
	部会員	子ども健康部	子育て支援課	課長
	部会員	都市整備部	市街地整備課	課長
	部会員	上下水道部	経営課	課長
施設計画部 会	部会長	企画部	企画政策課	課長
	副部会長	建設部	建築課	課長
	部会員	危機管理課		課長
	部会員	財務部	財政課	課長
	部会員	消防本部	総務課	課長
	部会員	教育委員会	庶務課	主幹
	部会員	教育委員会	庶務課	主幹
D X ・ 環 境 部会	部会長	企画部	情報政策課	課長
	副部会長	産業環境部	環境課	課長
	部会員	総務部	行政課	課長
	部会員	財務部	市民税課	課長
	部会員	会計課		課長
	部会員	議会事務局	議事課	課長

本庁舎等整備の必要性について ～本庁舎等の現状～

※豊川市本庁舎のあり方検討調査報告書（令和4年11月）から引用

(1)庁舎施設の概要

本市の庁舎施設は、豊川市役所（本庁舎、北庁舎）と支所庁舎（一宮庁舎、音羽庁舎、御津庁舎）及び支所を含む複合施設のこざかい葵風館からなっています。

支所機能を除く庁舎機能については、豊川市役所（本庁舎、北庁舎）だけでなく、上下水道部が一宮庁舎、教育委員会が音羽庁舎に配置されるなど、庁舎機能が分散しています。

(2)豊川市役所の概要

豊川市役所庁舎のうち、本庁舎は昭和44年、北庁舎は昭和60年に建設されました。現在まで、耐震改修以外は、大規模改修を行うことなく利用しています。

東に隣接する分庁舎敷地には、倉庫や公用車用車庫等が配置されています。

■豊川市における庁舎施設の概要

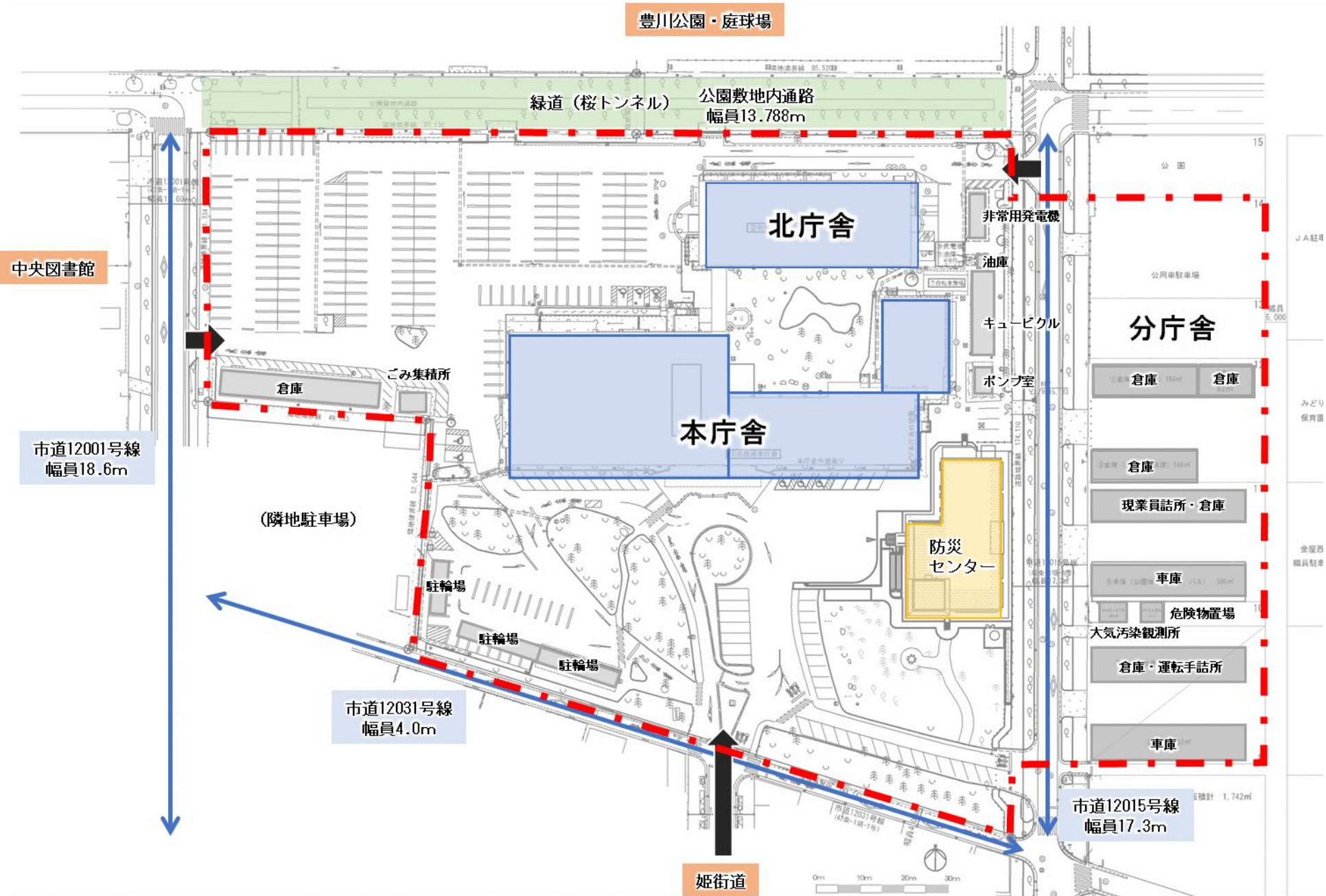
施設名	建物名
豊川市役所	本庁舎、北庁舎、分庁舎、防災センター ガス庫、ポンプ庫、倉庫、駐輪場等
一宮庁舎	庁舎（支所、上下水道部） 旧福祉センター、車庫
音羽庁舎	庁舎（支所、教育委員会） 駐輪場、車庫棟
御津庁舎	庁舎（支所）、コンテナ倉庫
こざかい葵風館	庁舎（複合施設）、ゴミ置場

■豊川市役所（本庁舎、北庁舎）の概要

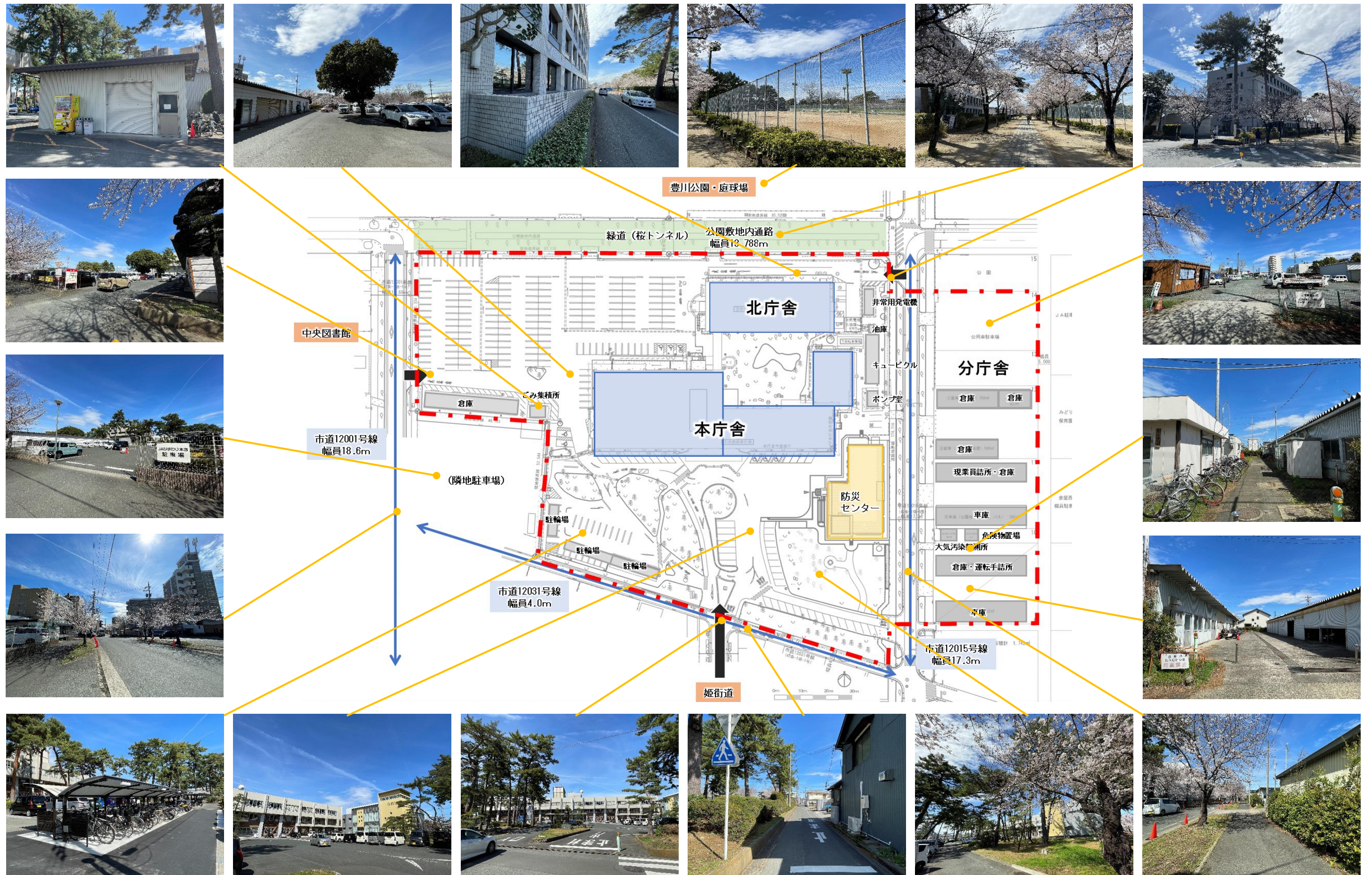
	本庁舎	北庁舎
施設の場所	豊川市諏訪1丁目1番地	
建設年	昭和44年	昭和60年
構造	鉄筋コンクリート造	
建築面積	2,678.93㎡	1,026.97㎡
延床面積	12,876.33㎡	
	7,619.26㎡	5,257.07㎡

■敷地の概要

	本庁舎・北庁舎	分庁舎
敷地の場所	諏訪1丁目	金屋西町3丁目
敷地面積	23,060.66㎡	6,564.79㎡
用途地域	第二種住居地域	
建ぺい率	60%	
容積率	300%	
防火地域	準防火地域	
地区計画	なし	
高さ制限	なし	
所有	市有地	
その他	都市機能誘導地域（立地適正化計画）	

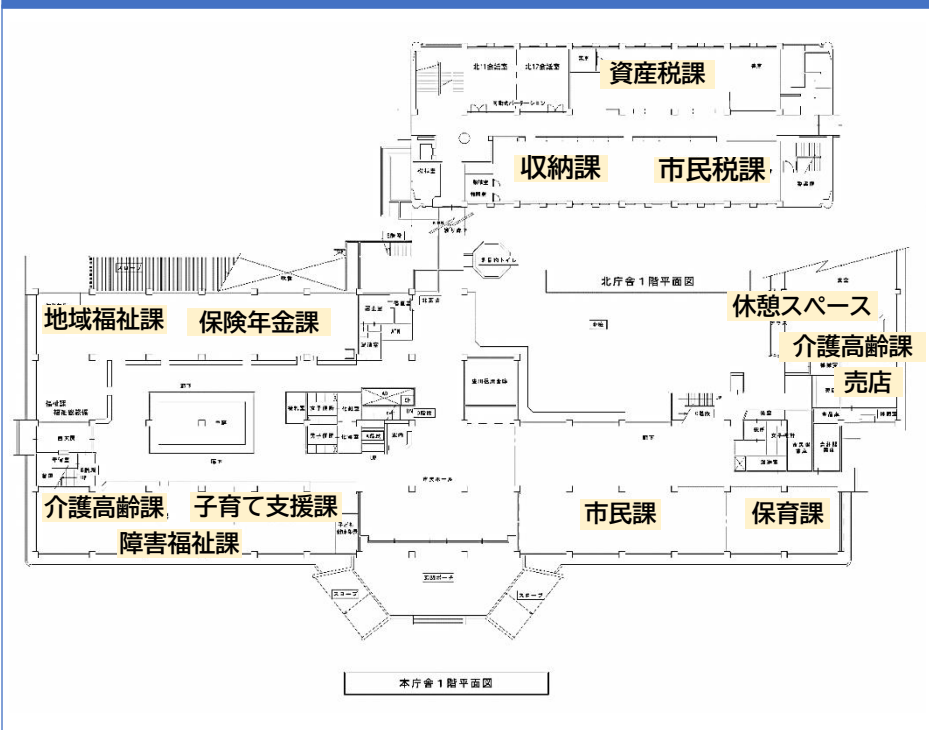


本庁舎等整備の必要性について ～本庁舎等の現状(庁舎敷地・周辺環境)～

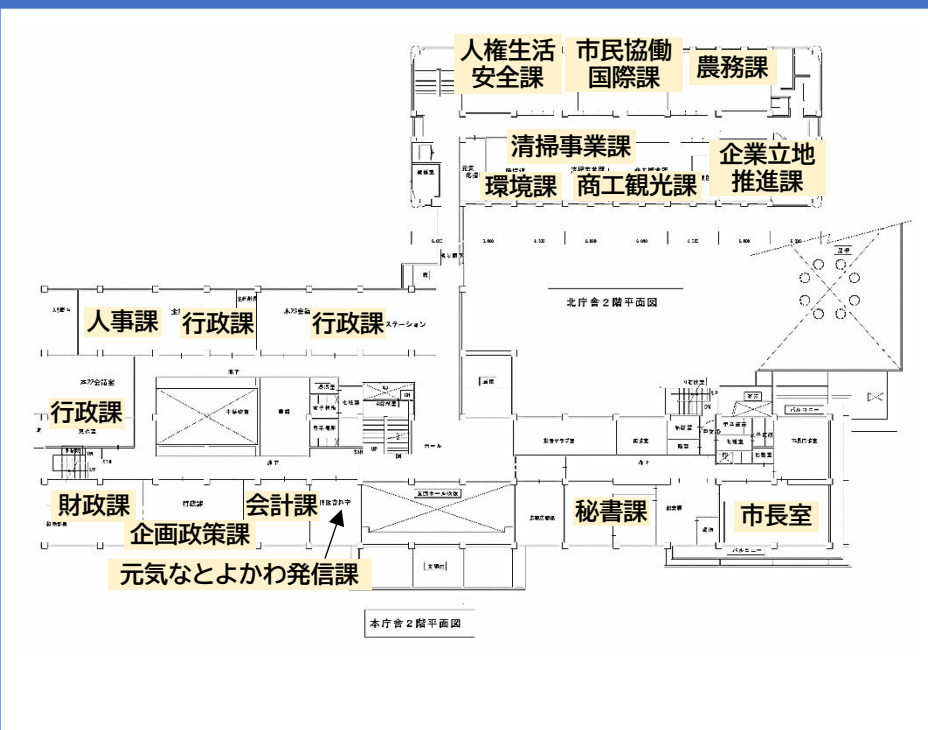


本庁舎等整備の必要性について ～本庁舎等の現状(庁舎建物)～

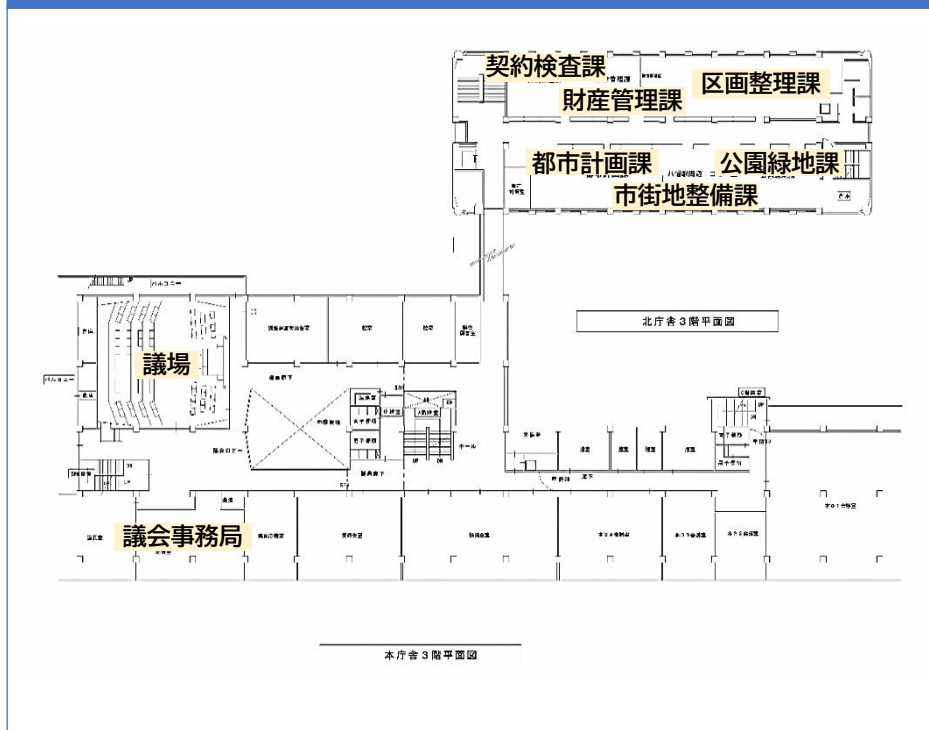
本庁舎1階・北庁舎1階 平面図



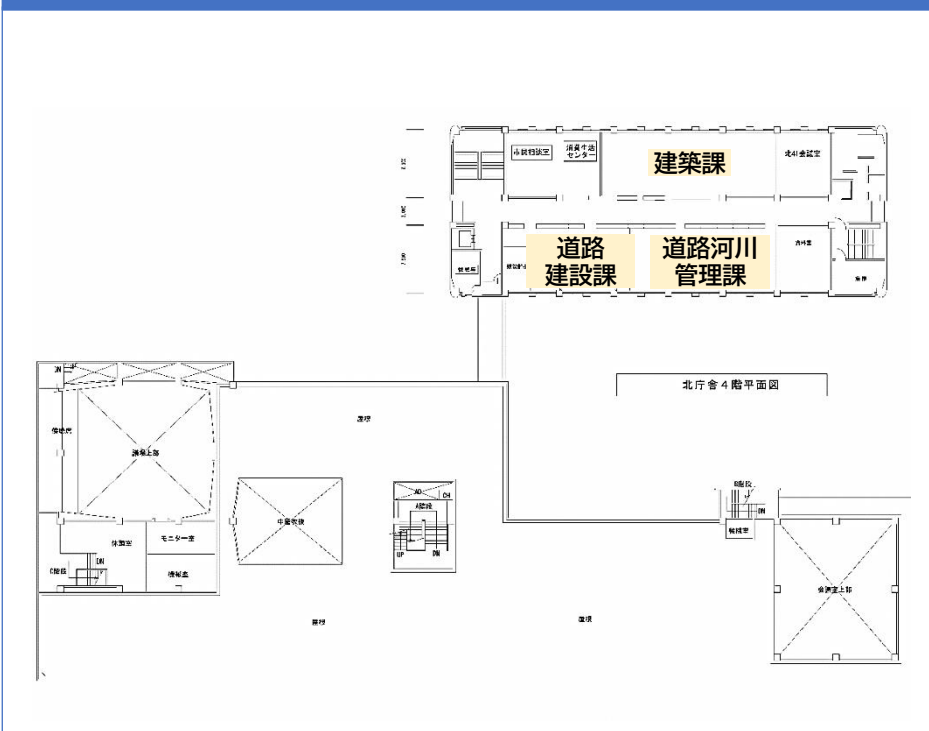
本庁舎2階・北庁舎2階 平面図



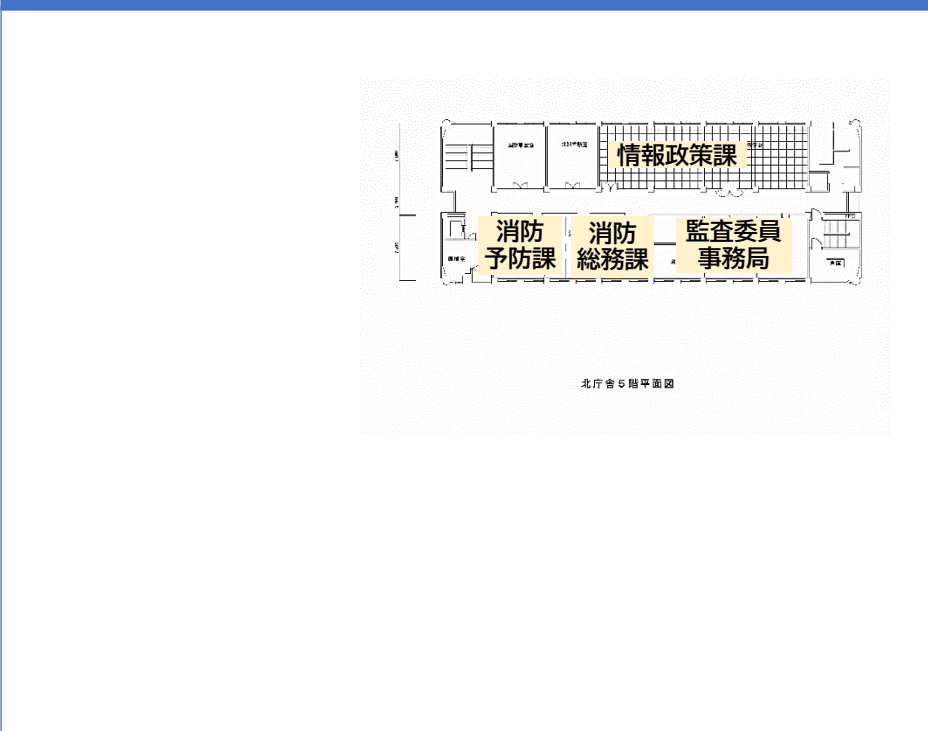
本庁舎3階・北庁舎3階 平面図



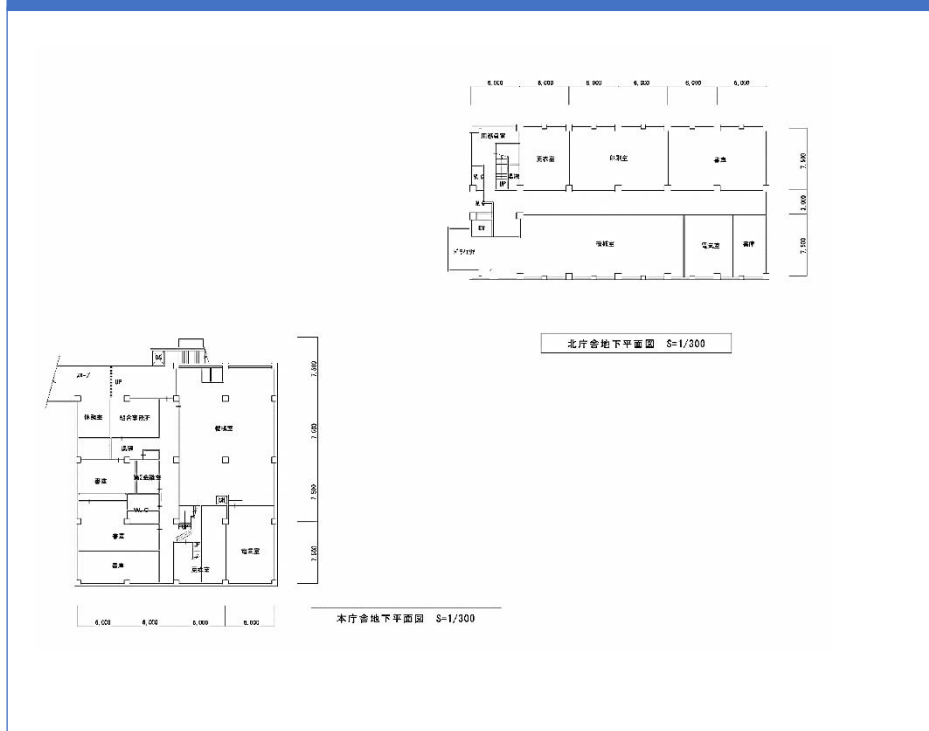
本庁舎屋上・北庁舎4階 平面図



北庁舎5階 平面図



本庁舎地階・北庁舎地階 平面図



本庁舎等整備の必要性について ～現庁舎の課題及び整備の必要性～

(1)現庁舎の問題点と課題

著しい老朽化に対して最適なコスト負担のもと早急に対策することが必要。

●構造体や設備の劣化が著しく空調設備などの不具合が頻繁に発生する。
●今後は修繕費用の更なる増大が見込まれる。

利用者の利便性や事務効率を高めるため、各支所庁舎に分散している組織の集約化を図ることが必要。

●上下水道部、教育委員会、農務課の一部などが、支所庁舎などに分散している。
●本庁舎及び北庁舎に配置する一部の部署で、執務スペースが分散している。

窓口、執務室等の狭あい化について改善を図ることが必要。

●適正な窓口、待合、相談スペースが確保できず来庁者の利便性を損なっている。
●職員の事務スペース、会議室等が慢性的に不足している。
●柔軟に活用できるスペースがなく臨時的業務で会議室の一部を専用している。

バリアフリー化及びユニバーサルデザインなどへの配慮について、根本的な解決を図ることが必要。

●本庁舎にはエレベーターが設置されていない。
●トイレの出入り口などに段差がある。
●ベビーベッドや授乳室を十分に確保できていない。
●障害者への配慮やLGBTQ など多様化する市民ニーズへの配慮が不十分である。

環境負荷の軽減を図ることが必要。

●省エネ対策、再生可能エネルギー、資源の有効利用への対策が不十分である。
●設備機器は劣化が進み修繕費用も過大となりライフサイクルコストも増大している。
●カーボンニュートラルや ZEB など環境負荷軽減対策を実現することが困難である。

住民サービスの向上を図るため、デジタル社会に対応した庁舎とすることが必要。

●さらなる高度情報化、自治体 DX の推進への対応が必要である。
●重要機器の保全やセキュリティ対策など最新技術を見据えた庁舎のあり方を検討する必要がある。

本庁舎のあり方と合わせ配慮すべき事項について一体的に検討することが必要。

●市役所庁舎敷地には、本庁舎、北庁舎、分庁舎及び防災センターが配置しており、本庁舎のあり方と合わせ、これらの一体的な整備も配慮する必要がある。
●北庁舎は、早期に大規模改修工事を行う必要がある。
●分庁舎の倉庫、車庫、書庫等についても今後のあり方を検討する必要がある。

より有利な財源確保のため、令和 6 年度中の実施設計への着手が必要。

●合併推進債を活用するため、遅くとも令和 6 年度の中頃までには基本構想・基本計画を策定し、年度内に事業者を選定し契約を締結したうえで基本・実施設計業務に着手する必要がある。

(2)本庁舎等整備の必要性

現本庁舎は一定の耐震性は確保されているが、施設・設備の老朽化が著しく早期の対策が必要

↓

対策として、建替えによる早期更新を行う場合と、当面は改修(大規模改修等)により必要な対策を行ったうえで、10年程度の使用延伸を図った後に更新を行う場合を比較検討

有利な合併推進債の活用、課題解決の観点から、より早期の建替えを行うことが効果的

	建替え	大規模改修
(1)老朽化	○ 新本庁舎整備により老朽化の課題解決が可能	× 屋上・外壁等の改修、設備機器の更新により機能の改善は可能だが、コンクリートの中性化を止めることは困難
(2)分散化	○ 庁舎の集約化を考慮した適正規模の確保により分散化の課題解決が可能	× 庁舎面積の増加がなければ分散化の解決は困難
(3)狭あい化	○ 庁舎の機能・活動を考慮した適正規模の確保により狭あい化の課題解決が可能	× 庁舎面積の増加がなければ狭あい化の解決は困難
(4)バリアフリー化	○ バリアフリー化に配慮した計画・設計を採用することにより抜本的な課題解決が可能	△ 部分的な改善は可能だが、庁舎全体の抜本的な課題解決は困難
(5)環境への配慮とライフサイクルコストの縮減	○ 環境に配慮した計画・設計の採用、設備機器の導入により抜本的な課題解決が可能	○ 環境性能の向上にも留意した改修、設備機器の改善・導入などを行えば課題解決が可能
(6)高度化する情報通信技術等への対応	○ 情報化に対応した計画・設計の採用、設備機器の導入により抜本的な課題解決が可能	○ 情報化に対応した改修、設備機器の改善・導入などを行えば課題解決が可能
(7)本庁舎のあり方と合わせ配慮すべき事項	△ 利用可能な駐車場等のスペースは制限される	△ 利用可能な駐車場等のスペースは制限される
	○ 敷地の空スペースに新本庁舎を整備することで、仮設庁舎を必要としない、居ながら工事することが可能	△ 現本庁舎を活用した状態で大規模改修を行うことは困難であるため、改修工事中は仮設庁舎の建設が必要
(8)財源措置	○ 令和6年度中に設計業務に着手することができれば、更新費用に有利な財源(合併推進債)を活用することが可能	× 令和6年度中に設計業務に着手することができても、大規模改修費用には有利な財源(合併推進債)を活用することが不可能 10～20 年後に必要な更新費用にも活用することが不可能

そのほか、現本庁舎を修繕・改修しながら使い続ける場合、
▼施設の分散化、狭あい化、バリアフリー化等の課題解決を先送りすることになる。
▼庁舎機能の集約による住民サービスの充実と行政機能の強化にもつながらない。

↓

本庁舎の今後のあり方としては、早期の建替えによる新本庁舎の整備に向けた取り組みが必要

			令和4年度		令和5年度												令和6年度											
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本構想	業務期間：令和5年1月～令和5年8月							策定完了																				
	(1) 本庁舎整備に向けた 住民・利用者等の意向把握	①アンケート	準備	実施・集計																								
		②住民説明会							準備	説明会																		
	(2) 現庁舎の現況課題及び整備の必要性		現況整理	課題分析																								
	(3) 庁舎整備の基本方針			基本方針の検討																								
	(4) 庁舎整備の方向性			整備プラン案の検討																								
	(5) 事業手法の検討						事業手法の検討																					
	(6) 整備スケジュールの作成						スケジュール作成																					
(7) 豊川市本庁舎等整備基本構想のとりまとめ							まとめ																					
基本計画	業務期間：令和5年7月～令和6年7月																		策定完了									
	(1) 本庁舎整備に向けた 住民・利用者等の意向把握	①ワークショップ								準備	ワークショップ																	
		②住民説明会															準備	説明会										
	(2) 庁舎整備の前提条件の整理						前提条件の整理																					
	(3) 導入機能・性能の検討								機能・性能の検討																			
	(4) 整備計画（案）作成										整備計画（案）作成				パース作成													
	(5) 設計に向けた与条件の整理															設計条件の整理												
(6) 豊川市本庁舎等整備基本計画のとりまとめ																		まとめ										
民間活力 導入可能性 調査	業務期間：令和5年6月～令和6年7月																		調査完了									
	(1) 事業スキームの検討						事業スキームの検討																					
	(2) 事業スキームの評価												スキームの評価															
	(3) 事業化に向けて課題の整理															課題の整理												
設計業者 選定	業務期間：令和6年6月～令和7年3月																								基本・実施 設計業者選定 及び 設計業務着手			
	(1) 設計業者選定方式及び選定スケジュール																	条件整理										
	(2) 設計業者募集資料作成																		募集資料作成									
	(3) 設計業者募集・選定																				設計業者選定							
	(4) 業務報告書とりまとめ																								まとめ			
共通	(1) 会議運営	①策定委員会				①		②		③			④			⑤			⑥									
		②作業部会				①		②		③			④			⑤			⑥									

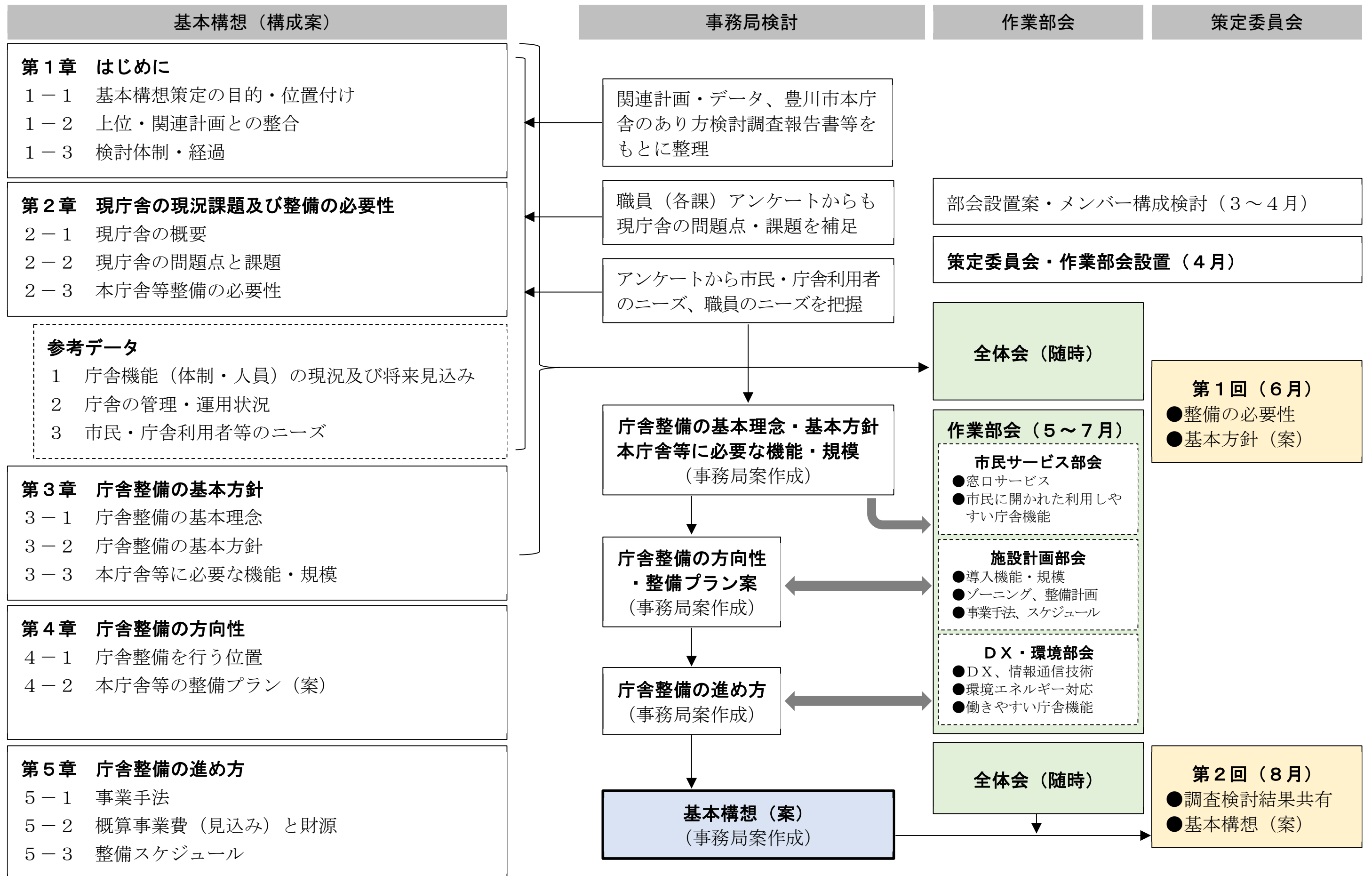
◎基本構想の策定スケジュール（案）

業 務		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
(1) 本庁舎整備に向けた住民・利用者等の意向把握	① アンケート	準備	実施・集計							
	② 住民説明会								準備	説明会
(2) 現庁舎の現況課題及び整備の必要性		現況整理		課題分析						
(3) 庁舎整備の基本方針			基本方針							
(4) 庁舎整備の方向性				整備プラン案						
(5) 事業手法の検討						事業手法				
(6) 整備スケジュールの作成						スケジュール				
(7) 豊川市本庁舎等整備基本構想のまとめ							まとめ			
(8) 会議運営	① 策定委員会					第 1 回 6 月 5 日実施		第 2 回 8 月 10 日予定		
	② 作業部会				第 1 回 5 月 11 日実施		第 2 回 7 月 12 日予定			

（業務の内容）

- (1) 本庁舎整備に向けた住民・利用者等の意向把握
- ①アンケート（無作為に抽出した 18 歳以上の市民 1,000 人、来庁者及び職員に対しアンケート実施）
- ②住民説明会（基本構想完成後に市内 5 か所で説明会を実施）
- (2) 現庁舎の現況課題及び整備の必要性（本庁舎、北庁舎及び分庁舎の概況及び位置付けを整理し、現状や課題を抽出・分析し、整備の必要性を整理）
- (3) 庁舎整備の基本方針（現状及び課題やアンケート結果をふまえ、整備の根幹となる基本理念及び基本方針を設定）
- (4) 庁舎整備の方向性（基本方針に基づき、庁舎整備を行う位置・区域を設定するとともに、導入機能や施設規模を具体化し、配置・ゾーニング計画を作成）
- (5) 事業手法の検討（想定される整備手法や管理運営手法について、その特徴や実現に向けた課題等を検討）
- (6) 整備スケジュール（庁舎整備の基本方針や方向性をもとに整備スケジュールを作成）
- (7) 豊川市本庁舎等整備基本構想のとりまとめ（調査、検討内容などを取りまとめ、基本構想（案）を作成）
- (8) 会議運営
- ①策定委員会（学識経験者、各種団体を代表する者、公募による市民で構成する 11 名以内の委員会を設置し、2 回程度開催予定）
- ②作業部会（各課等の職員で構成し、2 回程度開催予定）

◎基本構想の検討の進め方（案）



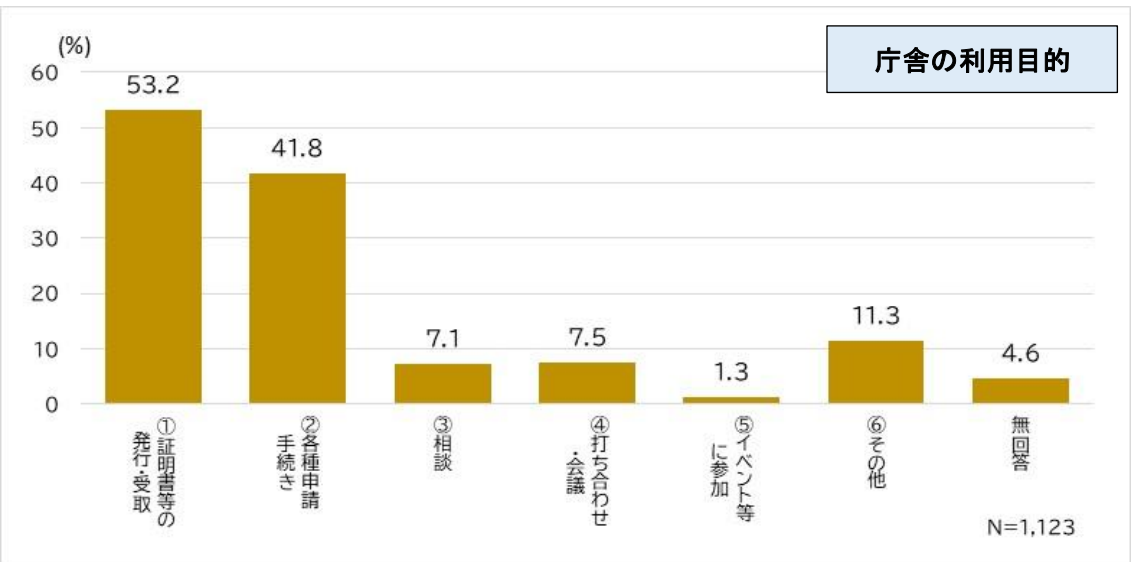
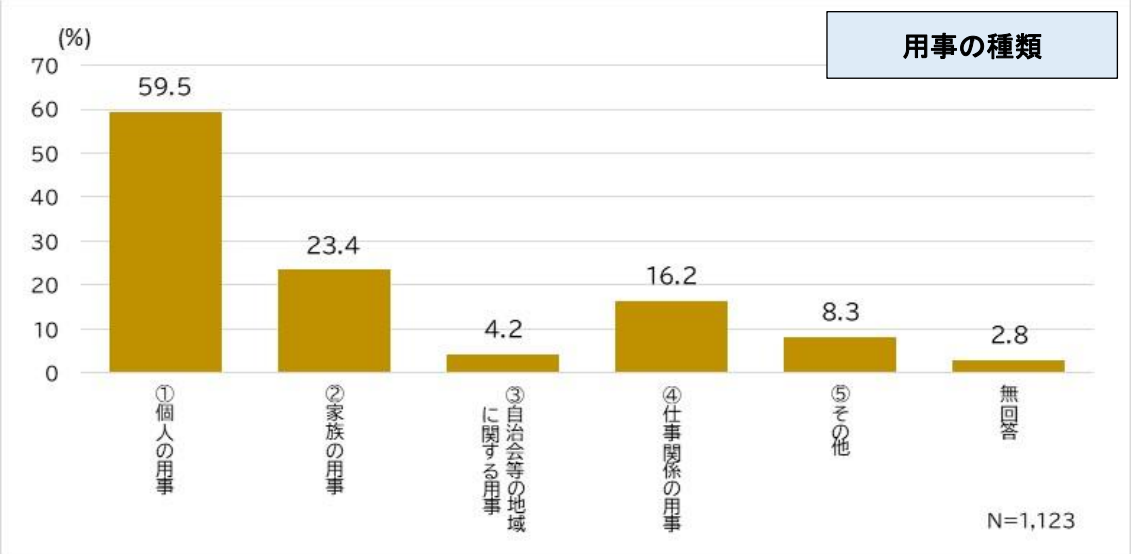
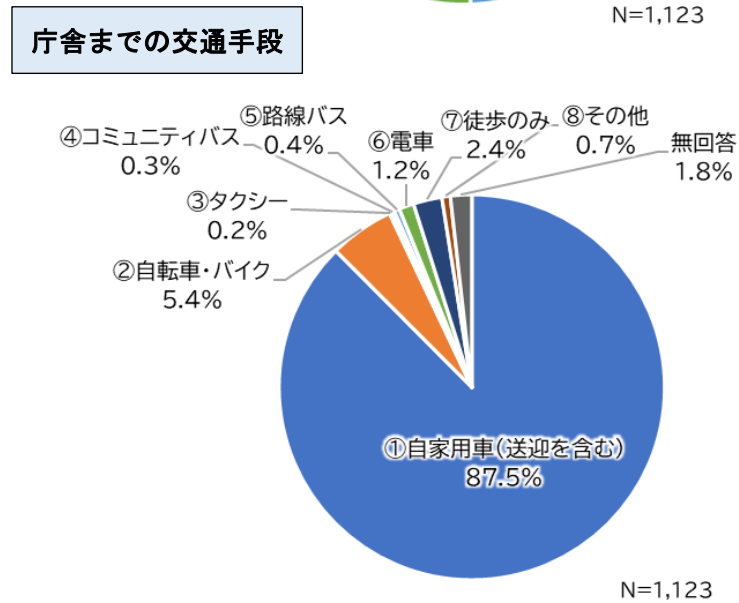
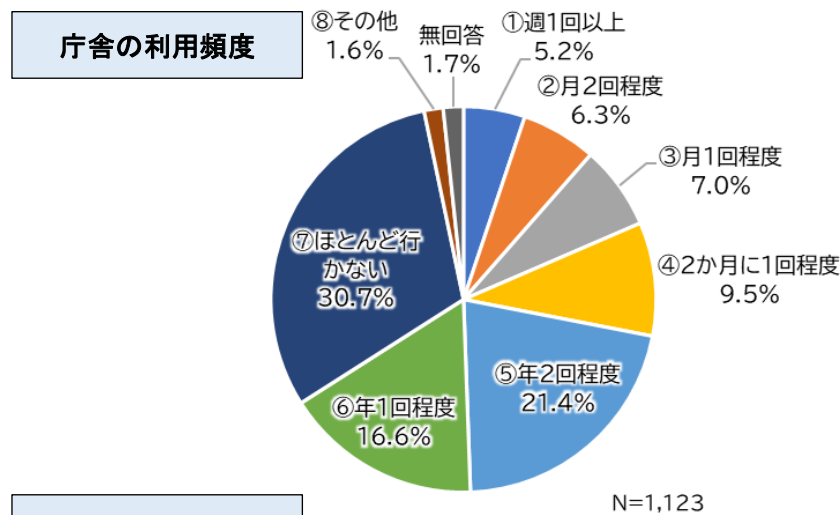
1 調査概要

項目	住民アンケート	職員アンケート	来庁者アンケート
調査目的	市役所の利用状況や新しい庁舎の整備に対する市民の考えなどを把握し、今後の計画へ反映することを目的に実施する。	市役所の現状の問題点や新しい庁舎の整備に向けた意見などを把握し、今後の計画へ反映することを目的に実施する。	市役所の利用状況や新しい庁舎の整備に対する市民の考えなどを把握し、今後の計画へ反映することを目的に実施する。
調査対象	豊川市在住の 18 歳以上のうち無作為に抽出した 1,000 人	豊川市職員全員（会計年度任用職員、再任用含む） ※病院採用職員は除く	豊川市役所 本庁舎及び北庁舎への来庁者
調査方法	郵送による配布回収とWEBでの回答を併用	庁内メール等で調査案内を行い、WEBで回答を収集	対面による聞き取り又は調査票への記入
調査期間	令和 5 年 2 月 27 日（月）に配布し、令和 5 年 3 月 16 日（木）までに回収	令和 5 年 3 月 9 日（木）に調査案内を行い、令和 5 年 3 月 20 日（月）までに回収	令和 5 年 4 月 24 日（月）から令和 5 年 4 月 28 日（金）まで各日、9 時 00 分～16 時 00 分に調査を実施
調査内容	あなた（回答者）ご自身について 現在の豊川市庁舎（本庁舎、北庁舎）について 新しい本庁舎に求めることなどについて	あなたご自身について 現在の本庁舎（北庁舎を含む）について 今後の本庁舎に求めることについて	あなたご自身について 本日の来庁について 現在の豊川市庁舎（本庁舎、北庁舎）について 新しい本庁舎に求めることなどについて
回収状況	回収数：422 票（郵送 340 票、WEB82 票） 回収率：42.2%	回収数：895 票	回収数：701 票

2 調査結果

（1）現在の豊川市庁舎（本庁舎、北庁舎）の利用状況 【住民・来庁者】

- 1 年間の庁舎の利用頻度は、「⑦ほとんど行かない」が 30.7%と最も多く、以下、「⑤年 2 回程度」が 21.4%、「⑥年 1 回程度」が 16.6%、「④ 2 か月に 1 回程度」が 9.5%となっています。
- 用事の種類の、「①個人の用事」が 59.5%と最も多く、以下、「②家族の用事」が 23.4%、「④仕事関係の用事」が 16.2%、「⑤その他」が 8.3%となっています。
- 庁舎までの交通手段は、「①自家用車（送迎を含む）」が 87.5%と最も多く、以下、「②自転車・バイク」が 5.4%、「⑦徒歩のみ」が 2.4%、「⑥電車」が 1.2%となっています。
- 庁舎の利用目的は、「①証明書等の発行・受取」が 53.2%、「②各種申請手続き」が 41.8%と多くなっています。



※集計について

- ・比率はすべて百分率で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・基数となる実数は「N」として掲載し、各グラフの比率はNを母数とした割合で示しています。複数回答の設問については、百分率の合計が 100.0%にならない場合があります。

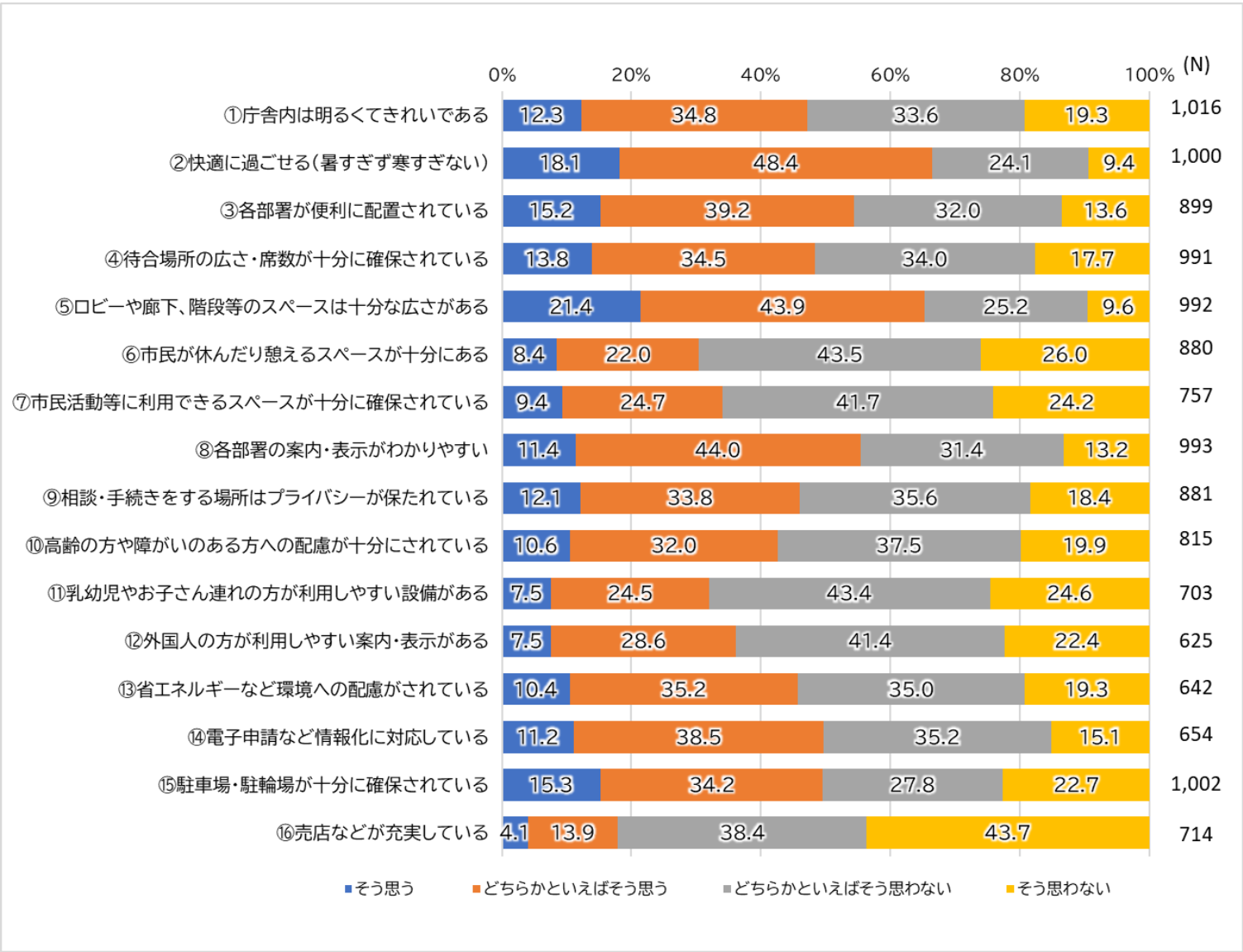
(2) - 1 現在の豊川市庁舎（本庁舎、北庁舎）の評価 【住民・来庁者】

市民からみた評価が低い項目
「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合（わからない・無回答を除く）

- 「⑩売店などが充実している」が 82.1%と最も高く、以下、「⑥市民が休んだり憩えるスペースが十分にある」が 69.5%、「⑪乳幼児やお子さん連れの方が利用しやすい設備がある」が 68.0%、「⑦市民活動等に利用できるスペースが十分に確保されている」が 65.9%、「⑫外国人の方が利用しやすい案内・表示がある」が 63.8%と多くなっています。

市民からみた評価が高い項目
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合（わからない・無回答を除く）

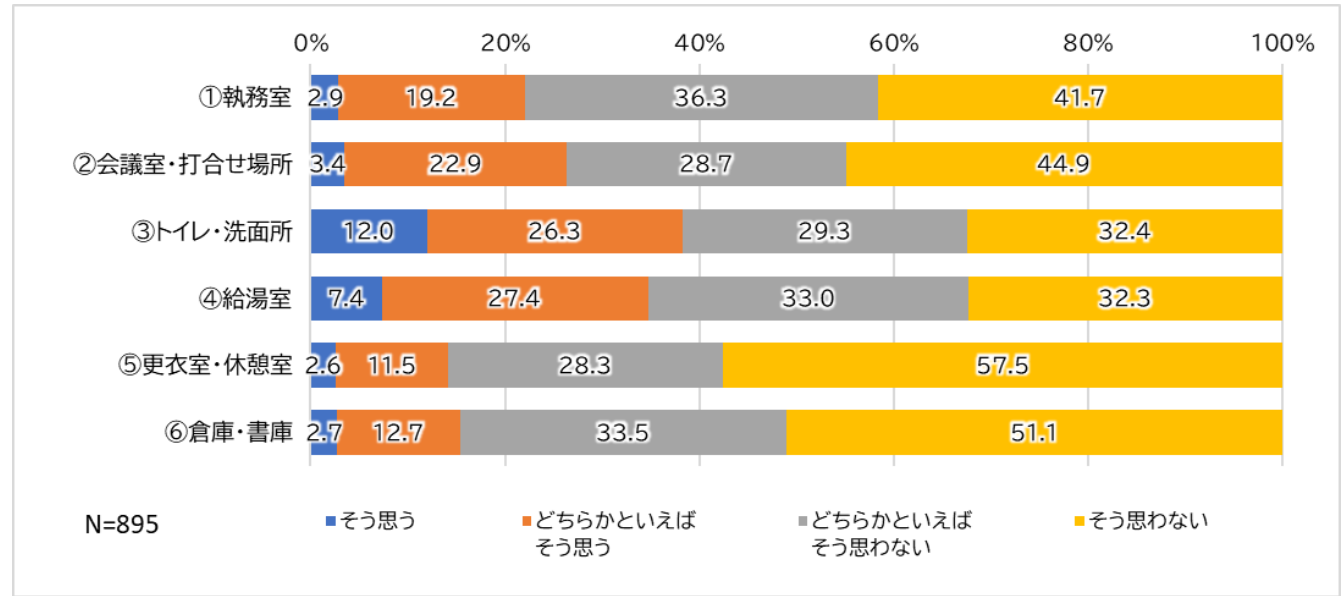
- 「②快適に過ごせる（暑すぎず寒すぎない）」が 66.5%、「⑤ロビーや廊下、階段等のスペースは十分な広さがある」が 65.3%、「⑧各部署の案内・表示がわかりやすい」が 55.4%、「③各部署が便利に配置されている」が 54.4%と多くなっており、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合を上回っています。



(2) - 2 現在の豊川市庁舎（本庁舎、北庁舎）の働きやすさ 【職員】

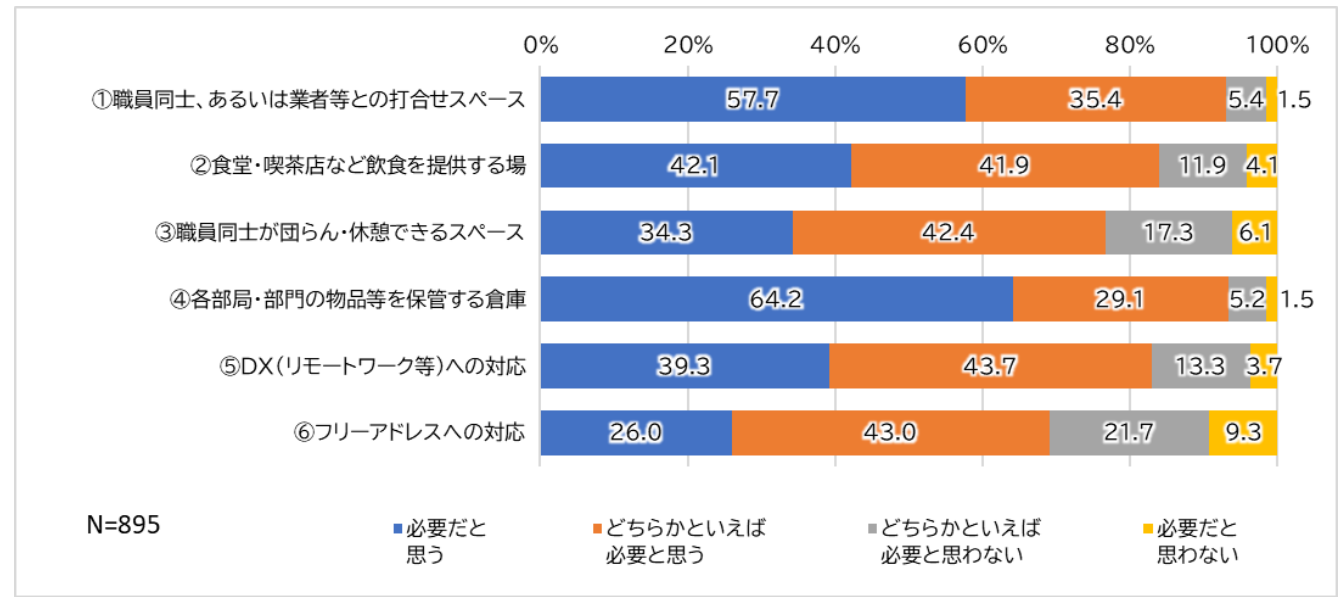
職員からみた働きやすさの評価が低い項目
「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合（わからない・無回答を除く）

- 「⑤更衣室・休憩室」が 85.8%と最も高く、以下、「⑥倉庫・書庫」が 84.6%、「①執務室」が 78.0%、「②会議室・打合せ場所」が 73.6%と続いており、働きやすい・利用しやすい環境が整っていないと考えられています。



職員が働きやすい庁舎とするために必要な部屋（機能）・スペース
「必要だと思う」と「どちらかといえば必要と思う」を合わせた割合（わからない・無回答を除く）

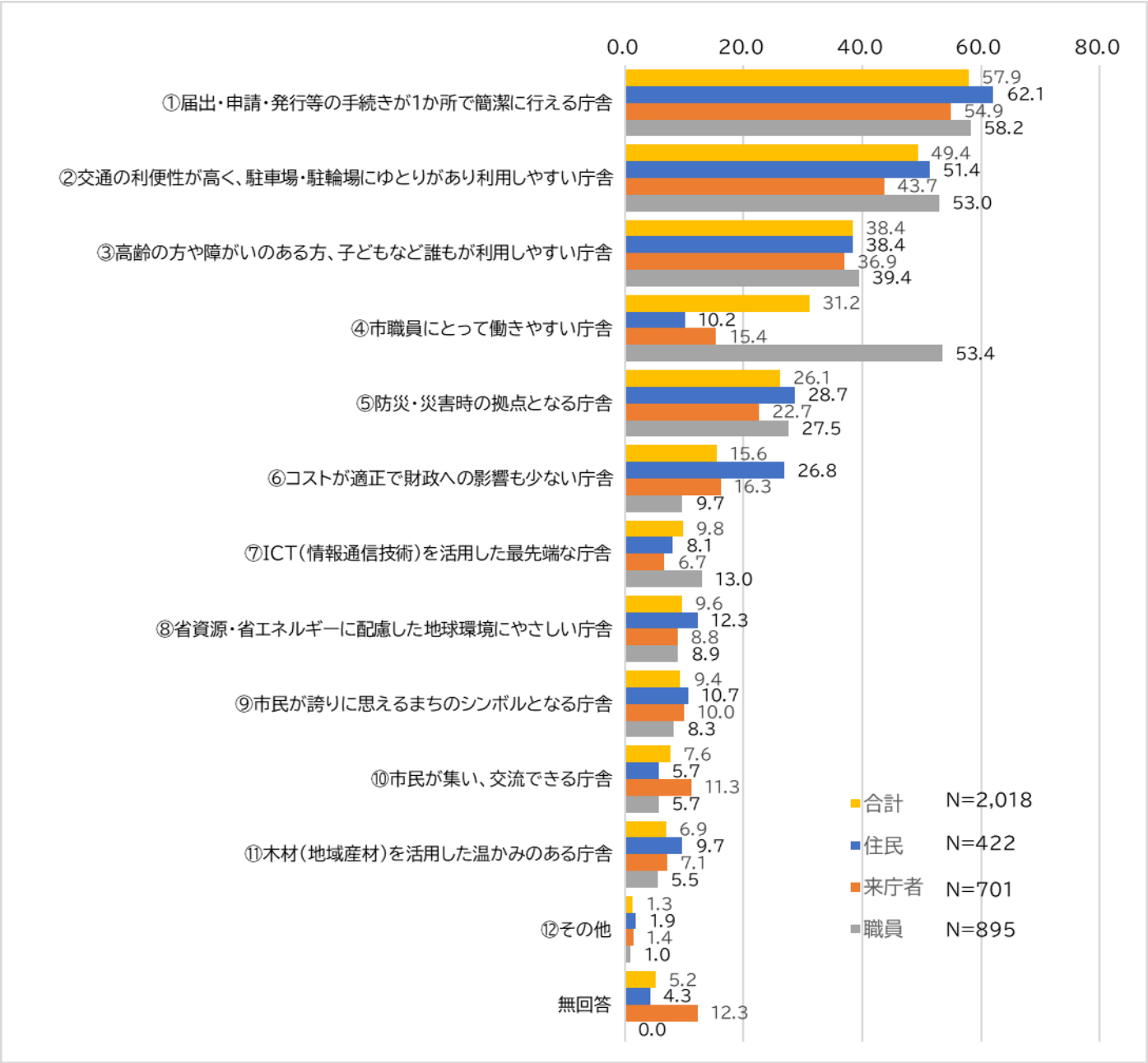
- 「④各部局・部門の物品等を保管する倉庫」が 93.3%、「①職員同士、あるいは業者等との打合せスペース」が 93.1%と高く、以下、「②食堂・喫茶店など飲食を提供する場」が 84.0%、「⑤D X（リモートワーク等）への対応」が 83.0%、「③職員同士が団らん・休憩できるスペース」が 76.7%、「⑥フリーアドレスへの対応」が 69.0%と続いています。



（３）新しい本庁舎に求めること 【住民・来庁者・職員】

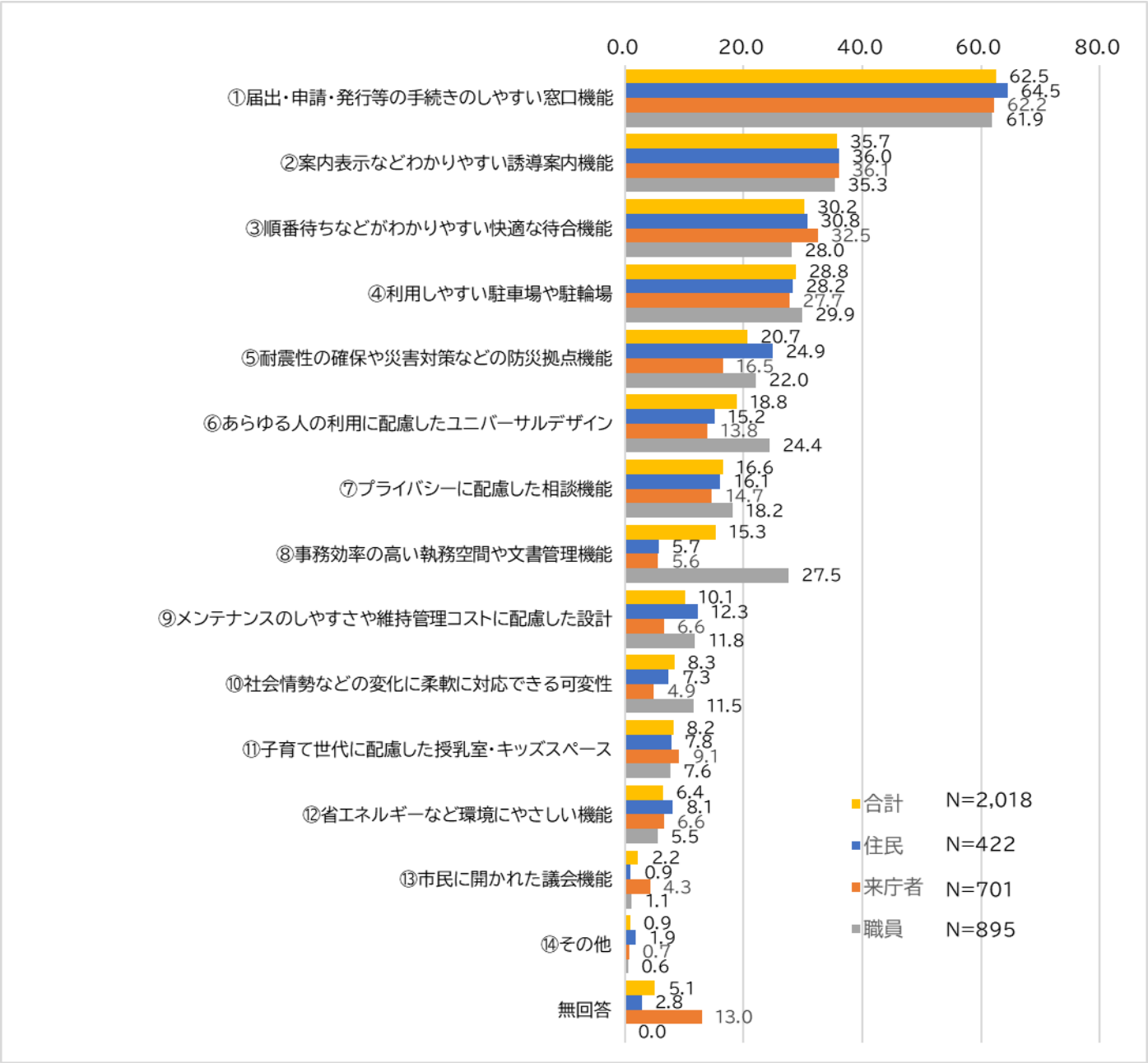
新しい本庁舎に求めること

- 「①届出・申請・発行等の手続きが1か所で簡潔に行える庁舎」が57.9%と最も多く、以下、「②交通の利便性が高く、駐車場・駐輪場にゆとりがあり利用しやすい庁舎」が49.4%、「③高齢の方や障がいのある方、子どもなど誰もが利用しやすい庁舎」が38.4%、「④市職員にとって働きやすい庁舎」が31.2%と続いています。
- 「④市職員にとって働きやすい庁舎」は特に職員で、「⑥コストが適正で財政への影響も少ない庁舎」は特に住民で高い割合となっています。



新しい本庁舎に備えるべき基本的な機能・役割

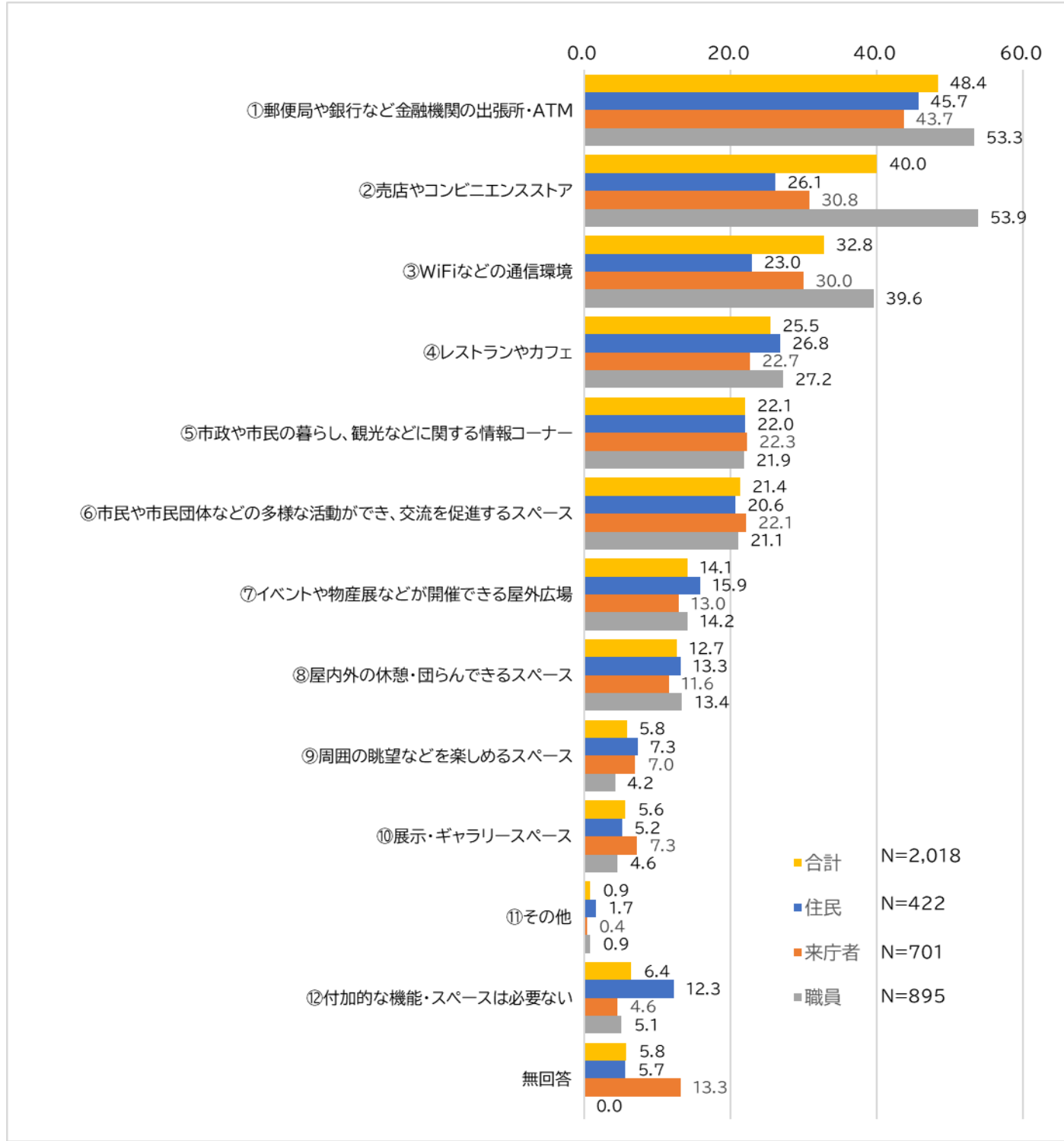
- 「①届出・申請・発行等の手続きのしやすい窓口機能」が62.5%と最も多く、以下、「②案内表示などわかりやすい誘導案内機能」が35.7%、「③順番待ちなどがわかりやすい快適な待合機能」が30.2%、「④利用しやすい駐車場や駐輪場」が28.8%、「⑤耐震性の確保や災害対策などの防災拠点機能」が20.7%と続いています。
- 「⑥あらゆる人の利用に配慮したユニバーサルデザイン」や「⑧事務効率の高い執務空間や文書管理機能」は特に職員で高い割合となっています。



(3) 新しい本庁舎に求めること 【住民・来庁者・職員】

新しい本庁舎に備えるべき付加的な機能・スペース

- 「①郵便局や銀行など金融機関の出張所・A T M」が 48.4%と最も多く、以下、「②売店やコンビニエンスストア」が 40.0%、「③W i F i などの通信環境」が 32.8%、「④レストランやカフェ」が 25.5%、「⑤市政や市民の暮らし、観光などに関する情報コーナー」が 22.1%、「⑥市民や市民団体などの多様な活動ができ、交流を促進するスペース」が 21.4%と続いています。
- 「②売店やコンビニエンスストア」や「③W i F i などの通信環境」は特に職員で高い割合となっています。



基本理念	基本理念の考え方	基本方針	想定される必要機能
理念 1 すべての人にやさしく 開かれた庁舎	庁舎は様々な人が訪れる行政サービスの中枢拠点であるため、スムーズに手続きでき、訪れた人が不便や不安を感じることのないよう、誰にとってもわかりやすく利用しやすい庁舎とします。 また、長い歴史の中で受け継がれた豊川らしさを踏まえた誇りと親しみを感じられる庁舎とします。	方針 1 スムーズに手続きできる庁舎	【窓口・相談機能】 窓口サービス、総合案内、待合スペース等
		方針 2 誰もが利用しやすい開かれた庁舎	【ユニバーサルデザイン】 トイレ、授乳室、キッズスペース、案内・サイン等 【アクセス機能】 駐車場・駐輪場、連絡通路、バス停留所等 【交流機能】 広場空間、市民交流スペース、情報発信スペース等
		方針 3 誇りと親しみを感じられる庁舎	【デザイン・シンボル性】 豊川らしさを受け継ぐデザイン・機能等 【利便機能】 コンビニ・カフェ、金融機関、休憩スペース等
理念 2 安全安心と柔軟性を 備えた庁舎	庁舎は市民の安全安心な暮らしを支える災害時の中枢拠点であるため、必要な耐震性能と耐久性能を備え、災害発生時にも業務を円滑に継続できる庁舎とします。 また、将来の組織変更や職員の増減など、行政の役割の変化に対応できる柔軟性を備えるとともに、ライフサイクルコストの削減に努めるなど、財政負担の軽減に配慮した庁舎とします。	方針 4 災害発生時にも業務を円滑に継続できる庁舎	【災害対策機能】 災害対策本部、災害対応スペース、情報発信等 【バックアップ機能】 ライフライン・情報システムバックアップ対策等
		方針 5 社会情勢の変化に対応できる庁舎	【可変性】 壁のない空間、多目的利用空間等
		方針 6 財政負担の軽減に配慮した庁舎	【長寿命化】 長寿命化に資する建築構造・設備、改修・修繕のしやすさ等
理念 3 最先端かつ健全な市政を 支える庁舎	庁舎は地域の先導的施設としての役割を有しているため、環境負荷の低減や地域産材の活用など地球環境にやさしい庁舎とします。 また、先端技術を積極的に導入し、市民サービスの向上や無駄のない効率的な職場環境、議会機能を実現し、健全な市政を支える庁舎とします。	方針 7 地球環境にやさしい庁舎	【環境機能】 省エネルギー、再生可能エネルギー活用、Z E B 対応等 【緑の空間・地域産材の活用】 屋外緑化、地域産材の活用等
		方針 8 効率的な職場環境が整った庁舎	【執務環境】 執務室、共有スペース、会議室、福利厚生等 【文書管理・収納機能】 書庫、倉庫、文書管理システム等 【情報・通信基盤】 I C T 活用、情報セキュリティ対策等
		方針 9 議会機能が十分に発揮できる庁舎	【議会機能】 議場、傍聴席、委員会室、議員控室、図書室等

本庁舎等の規模、整備の考え方(案)

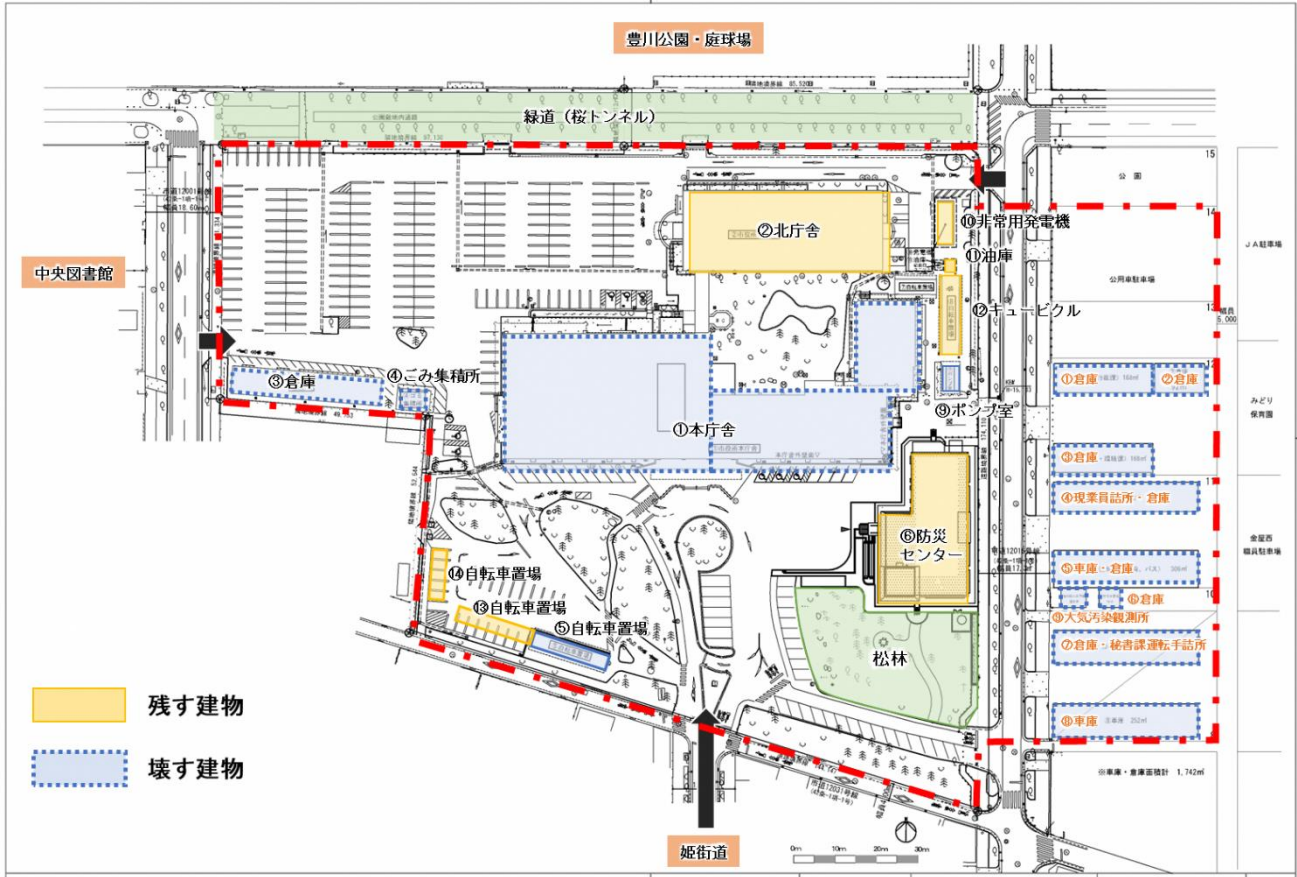
【本庁舎等整備にあたっての検討条件】

< 現況施設及び整備条件(本庁舎等敷地) >

現状施設	延床面積	建築年	整備にあたっての条件
①本庁舎	7,619.26 m ²	1969 年	解体⇒再整備(2棟での整備も可)
②北庁舎	5,257.07 m ²	1985 年	残置、①再整備後、大規模改修を予定
③倉庫	234.00 m ²	1981 年	解体⇒再整備の必要性を検討(分庁舎敷地へ)
④ごみ集積所	40.00 m ²	2007 年	解体⇒再整備の必要性を検討
⑤自転車置場	61.20 m ²	1970 年	解体
⑥防災センター	1,205.61 m ²	2019 年	残置、南側の松林も保全
⑨ポンプ室	24.16 m ²	1969 年	解体⇒再整備の必要性を検討
⑩非常用発電機	39.0 m ²	2017 年	残置
⑪油庫	4,000 m ²	2017 年	残置
⑫キュービクル	34.5 m ²	2024 年	新設予定(整備中)、残置
⑬自転車置場	85.32 m ²	2023 年	整備済、残置又は移設
⑭自転車置場	53.33 m ²	2023 年	整備済、残置又は移設

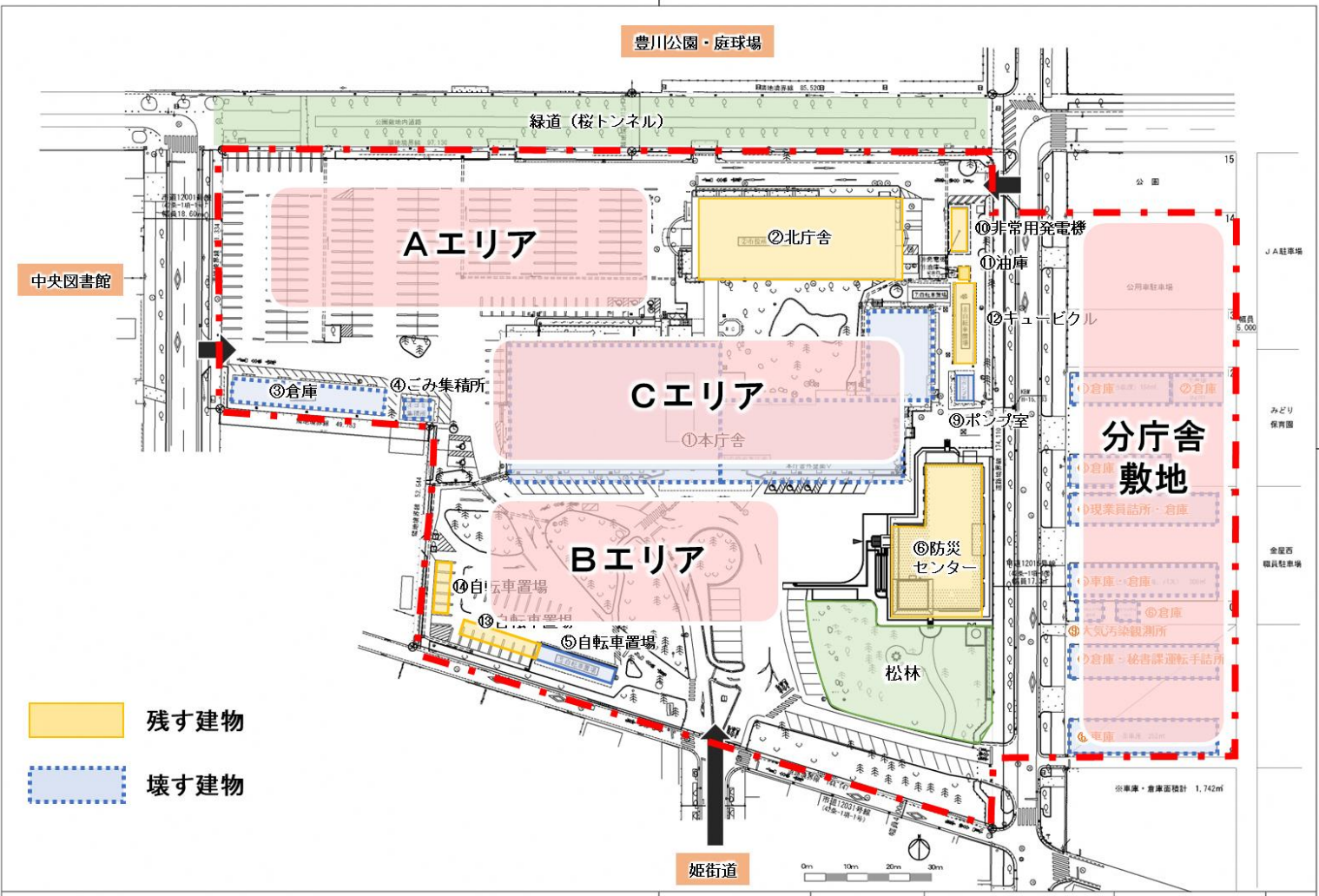
< 現況施設及び整備条件(分庁舎敷地) >

現状施設	延床面積	整備にあたっての条件
①倉庫	168 m ²	解体⇒再整備の必要性を検討
②倉庫	92 m ²	//
③倉庫	168 m ²	//
④現業員詰所・倉庫	504 m ²	//
⑤車庫・倉庫	306 m ²	//
⑥倉庫	20 m ²	//
⑦倉庫・秘書課運転手詰所	252 m ²	//
⑧車庫	252 m ²	//
⑨大気汚染観測所		// (愛知県と別途協議)



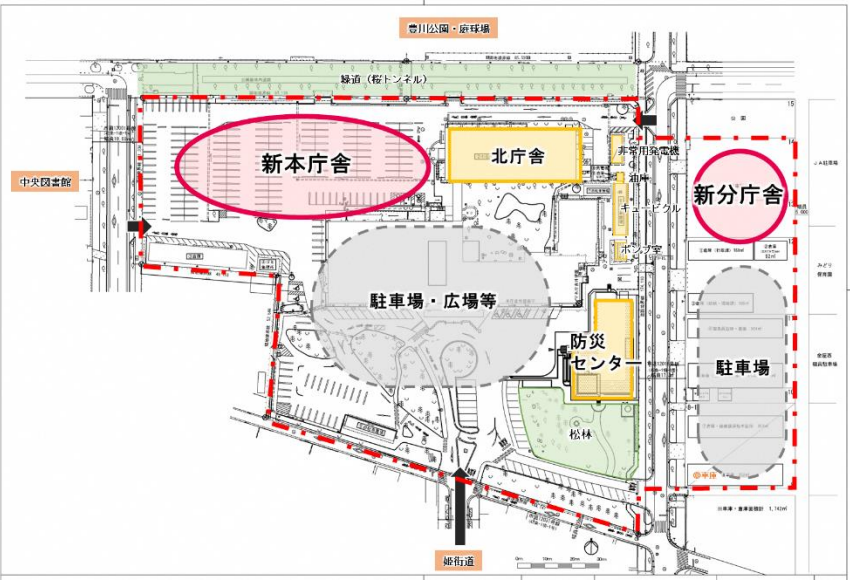
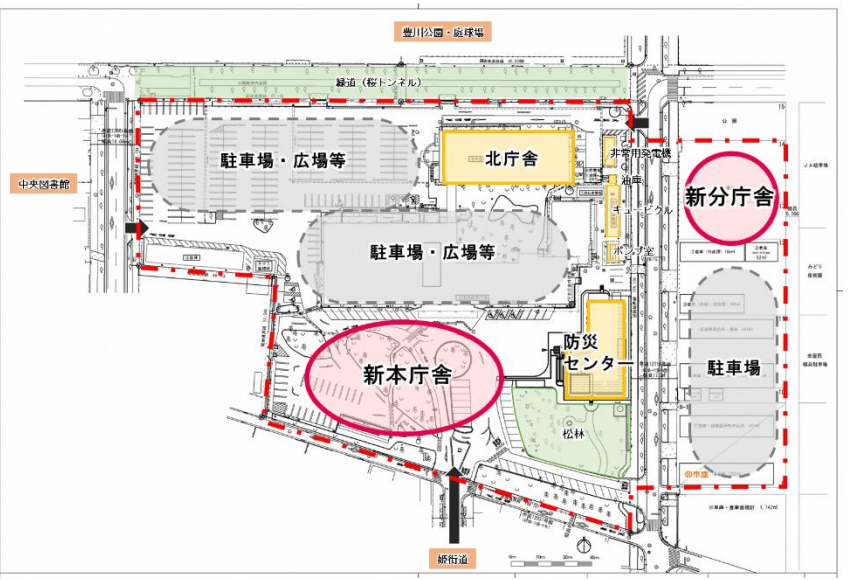
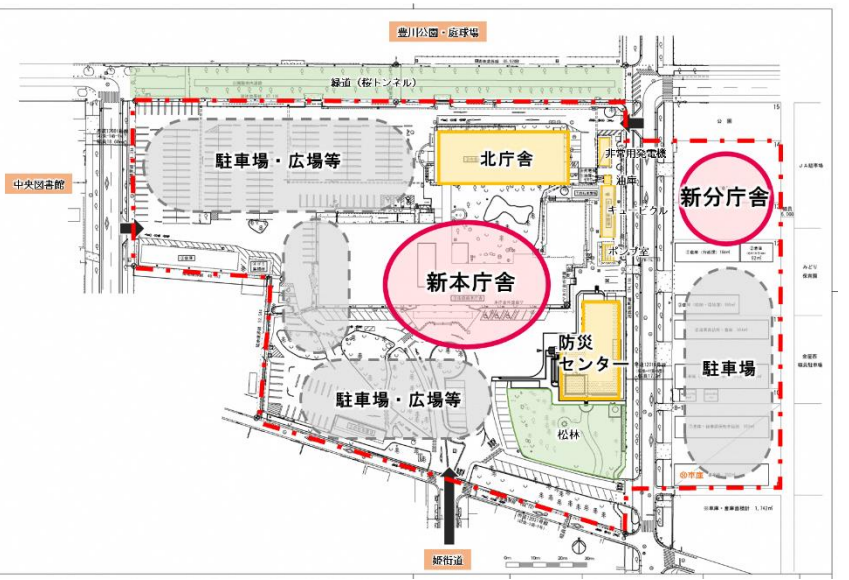
- < 基本条件 >
- 市民サービス及び行政効率の低下や仮設庁舎建設等の費用を抑制するため、「現本庁舎」を活用しながら「新本庁舎」を建設する。
 - 「北庁舎」、「防災センター」は残置とし、工事期間中にあっても継続利用可能な状態を確保する。なお、「北庁舎」については、「新本庁舎」の整備に合わせて、又は整備後において大規模改修を実施する。
 - 分庁舎敷地にある倉庫・車庫等については、同敷地内において再整備する。なお、分庁舎敷地については、「新本庁舎」の整備事業が効果的に実施できるように効果的に活用する方策を検討する。
 - 整備後において、「新本庁舎」と「北庁舎」及び「防災センター」が、一体的で利便性の高い庁舎となるようにする。

- < 新本庁舎整備の検討条件 >
- 本庁舎の再整備後の規模は 12,000 m²*を目安とする。 ※ファシリティマネジメントの観点で庁舎施設の面積 30% 縮減をしたときの最大値
 - 建設可能な A エリア、B エリア及び C エリアについて、それぞれメリットとデメリットを整理し、最適な配置となるようにする。
 - 駐車場については、慢性的な混雑を解消するために、十分なスペースを確保する。
 - 姫街道からの動線を配慮する(姫街道から北方向に主要動線をおき庁舎まで伸びるように)。
- < 分庁舎敷地における検討条件 >
- 新本庁舎の整備に先立って、分庁舎敷地内に、新分庁舎を整備する。
 - その他、分庁舎敷地内に駐車場を整備する。なお、新分庁舎との一体整備による付属車庫としての立体駐車場整備の可否について検討する(2 種住居地域要件あり)。



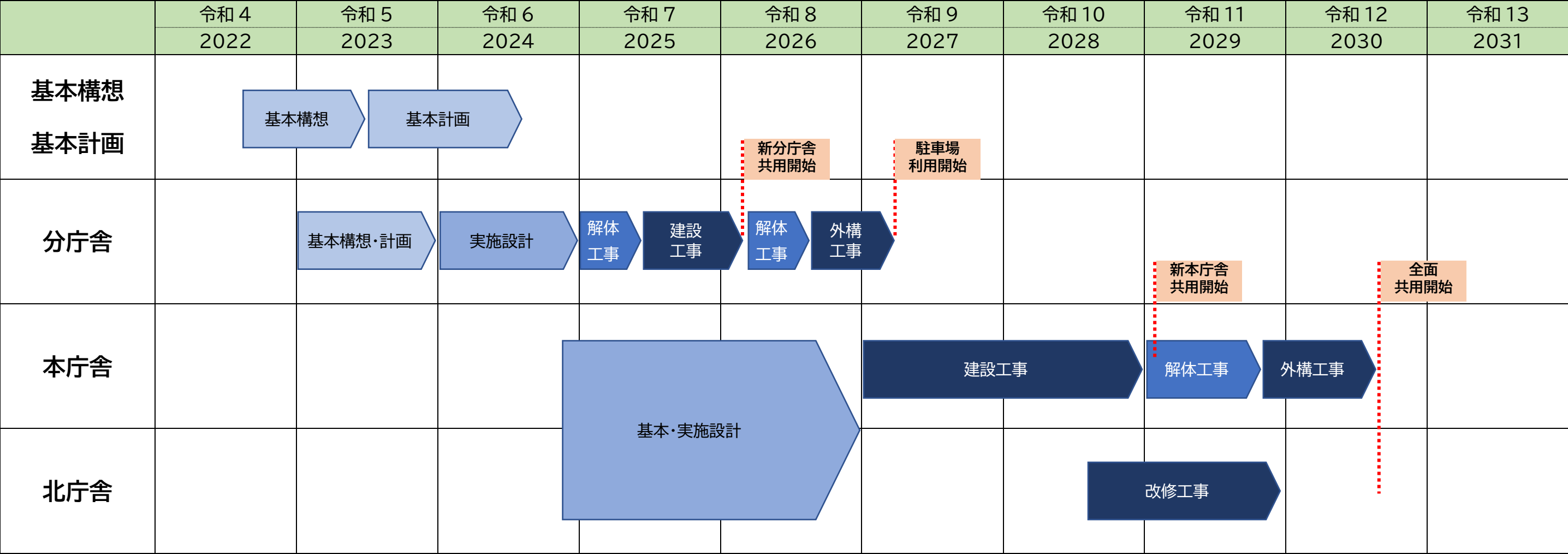
約 12,000 m²

【本庁舎等の整備の考え方(案)】

整備の考え方	A 案	B 案	C 案
	A エリアに新本庁舎を整備したのち現本庁舎を解体	B エリアに新本庁舎を整備したのち現本庁舎を解体	現本庁舎を解体したのちCエリアに新本庁舎を整備
ゾーニング			
建設エリア	A エリア(現在の北側駐車場のスペース)	B エリア(現在の南側駐車場などのスペース)	Cエリア(現本庁舎跡地)
仮設庁舎	不要	不要	必要 (仮設庁舎の利用期間が2年以上となる)
分庁舎敷地活用	分庁舎を新設するほか、新本庁舎建設中の駐車場確保のため駐車場を先行整備		
階数・規模	5 階建て 延床面積 12,000 m ² 程度(建築面積 2,400～3,000 m ² 程度) ※2期工事(現本庁舎解体後跡地に一部を整備)として分棟にすることもできる	5～8階建て程度 延床面積 12,000 m ² 程度(建築面積 1,500～2,400 m ² 程度) ※2期工事(現本庁舎解体後跡地に一部を整備)として分棟にすることもできる	3～8階建て程度 延床面積 12,000 m ² 程度(建築面積 1,500～4,000 m ² 程度)
建物配置 庁舎間の連絡	新本庁舎と北庁舎が東西に並ぶ配置、庁舎機能が北側に集約される 新本庁舎と防災センターが遠い	新本庁舎と北庁舎が南北に離れた配置となり、庁舎機能が分散される 新本庁舎と防災センターは近接した配置も可能	新本庁舎と北庁舎、防災センターが近接した配置が可能 防災センターも含めた庁舎機能の全体を集約しやすい
新本庁舎の 建築計画	【高さ】日影規制により階数は5階が上限となる 【形状】建築計画に制限を受ける(東西方向に長い形状になりやすい)	【高さ】階数に制限を受けない 【形状】建築計画に制限を受ける(ワンフロアを大きくしにくい)	【高さ】階数に制限を受けない 【形状】建築計画に制限を受けない(自由な建築計画を検討しやすい)
駐車場 (分庁舎のぞく)	敷地中央部にまとまった駐車場を配置できる 姫街道(敷地南側)からも、敷地西側からも出入りしやすい	敷地北側と中央部にまとまった駐車場を配置できる 敷地西側からは出入りしやすいが姫街道(敷地南側)からの動線が確保しにくい	敷地の北側と南側に駐車場を確保できる 姫街道(敷地南側)からも、敷地西側からも出入りしやすい
公共交通の動線	敷地南側・西側からアクセスしやすい	敷地西側からアクセスしやすいが、南側からはアクセスしにくい	敷地南側・西側からアクセスしやすい
屋外空間	松林も含めて敷地全体で一体的なオープンスペースを確保しやすい	敷地北側にまとまったオープンスペースを確保しやすいが、松林とは分離される	建物の配置によって、敷地西側に連続したオープンスペースを確保することができる
周辺との関係性	豊川公園とのオープンスペースの連続性が確保しにくい	豊川公園とオープンスペースの連続性が確保できる 敷地南側に中層建築物を配置すると、隣接する住宅地に圧迫感を与える懸念がある	豊川公園とオープンスペースの連続性が確保できる
工事区域	新本庁舎の建設にあたって工事スペースが限定される 工事期間中に西側からの現本庁舎、北庁舎への動線が制限される	新本庁舎の建設にあたって工事スペースが限定される 工事期間中に南側からの現本庁舎への動線が制限される	仮設庁舎が必要となるが、新本庁舎の建設時の工事スペースには余裕がある

本庁舎等の整備スケジュール(案)

< A 案の場合 >



※現時点での予定であり、今後検討を進める中で、変更となる場合があります。